

7 用語解説

【あ行】

【M字カーブ】

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのようになる形のことをいう。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

【エンパワーメント】

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

【か行】

【キャリア教育】

児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望を持って生き方や将来を設計し、適切に進路を選択できる能力や態度を育成する教育。

【固定的な性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

【参画】

「参加」は仲間に加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動をいう。

【シェルター】

暴力などから逃れてきた女性のための緊急一時的避難所のこと。

居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行う。

一般的にはシェルターとは、民間の支援施設を示すことが多い。

【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)】

一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

【周産期医療】

周産期とは、妊娠満 22 週から生後 1 週末満までの期間をいう。

この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

【食育】

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めることで、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

【女子差別撤廃条約】

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

昭和 54 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年に発効。我が国は昭和 60 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻しているかないいかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し

又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

【ストーカー行為】

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。



【 た行 】

【 第 5 次高松市総合計画 】

平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間を対象とし、長期的な展望の下、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくりおよび市政の運営の基本方針として策定。

「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成されており、本市のめざすべき都市像を、『文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松』としている。

【 高松市自治基本条例 】

高松市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民、議会、行政が協力して、まちづくりを進めるための基本的ルールを定めたもので、高松市市制施行 120 周年記念日の平成 22 年 2 月 15 日に施行した。

【 高松市自治と協働の基本指針 】

高松市自治基本条例に掲げられた「市民主体のまちづくり」の実現に向け、協働のあり方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示す基本的な指針として平成 23 年 3 月に策定した。

【 多文化共生 】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

【 男女共同参画社会 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第 2 条）。

【 男女共同参画社会基本法 】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として公布、施行された。



【は行】

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）】

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成13年に公布、施行され、平成14年4月1日から全面施行された。

平成16年の改正では保護命令の拡充が盛り込まれ、平成19年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

【配偶者等からの暴力】

（DV、ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

【配偶者暴力相談支援センター】

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、DVに関する相談、情報提供、被害者の一次保護・自立支援などを行うDV防止法に基づく都道府県、市町村の機関。

平成19（2007）年のDV防止法の改正では、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

【バリアフリー】

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

【パワー・ハラスメント】

仕事上の上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせ。

会社などの組織内で、職権や地位を背景に、特定の個人が特定の個人に対し、本来の業務とは関係ない事項について継続的に嫌がらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与え続けること。働く環境を悪化させ、雇用不安を与える。

【病院群輪番制】

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制。

【ま行】

【メディア・リテラシー】

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【 や行 】

【 ユニバーサルデザイン 】

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【 ら行 】

【 ライフスタイル 】

生活様式のこと。特に、趣味、職業、交際、社会との関わり方などを含めたその人の個性を表すような生き方。

【 ライフステージ 】

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。

【 わ行 】

【 ワーク・ライフ・バランス憲章 】

平成 19 年 12 月、官民トップ会議において策定された。

憲章は「国民的な大きな取組の方向性」、行動指針は「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針」を示したもの。

仕事と生活の調和を国民的な取組と位置付け、その方向性を示し、実現のために行政と民間が果たすべき役割を定めた。

